

小菅村国土強靱化地域計画

令和4年3月

小菅村

目 次

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画期間.....	2
第1章 強靱化の基本的考え方.....	3
1 基本目標.....	3
2 基本的な方針.....	3
第2章 本村の地域特性.....	4
1 地理的・地形的特性.....	4
2 社会経済的特性.....	5
第3章 計画策定に際して想定するリスク.....	7
1 想定されるリスクの考え方.....	7
2 地震災害.....	7
3 富士山噴火.....	10
4 風水害等、その他の災害.....	10
5 災害リスクを高める社会経済的要因.....	11
第4章 脆弱性評価.....	12
1 評価の枠組み及び手順.....	12
2 評価結果.....	12
3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ).....	13
4 施策分野.....	14
5 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するための現状分析・評価.....	16
第5章 脆弱性評価と強靱化の推進方針.....	17
1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針.....	17
第6章 計画の推進.....	45
1 推進体制.....	45
2 計画の見直し.....	45
3 施策の推進と進捗管理.....	45

はじめに

1 計画策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行した。また、平成 26 年6月には、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「国計画」という。)が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

「国土強靱化」とは、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により、大規模自然災害への備えを進める視点として強く打ち出された理念である。国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

また、山梨県では、平成 27 年 12 月に、基本法第 13 条に基づいた「山梨県強靱化計画」(以下「県計画」という。)を策定し、令和2年3月には改訂を行い、県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいるところである。

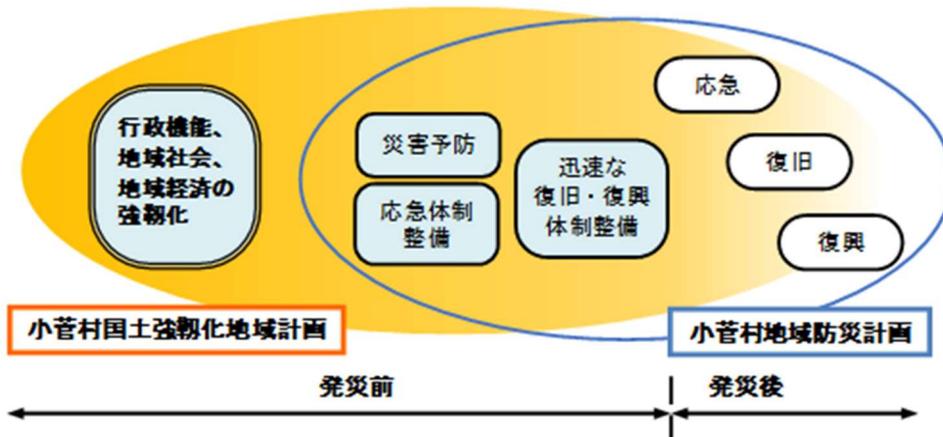
本村においても、大規模自然災害が発生した際に、村民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、村民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、村民の安全・安心を守るよう備えるため、「小菅村国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の性格

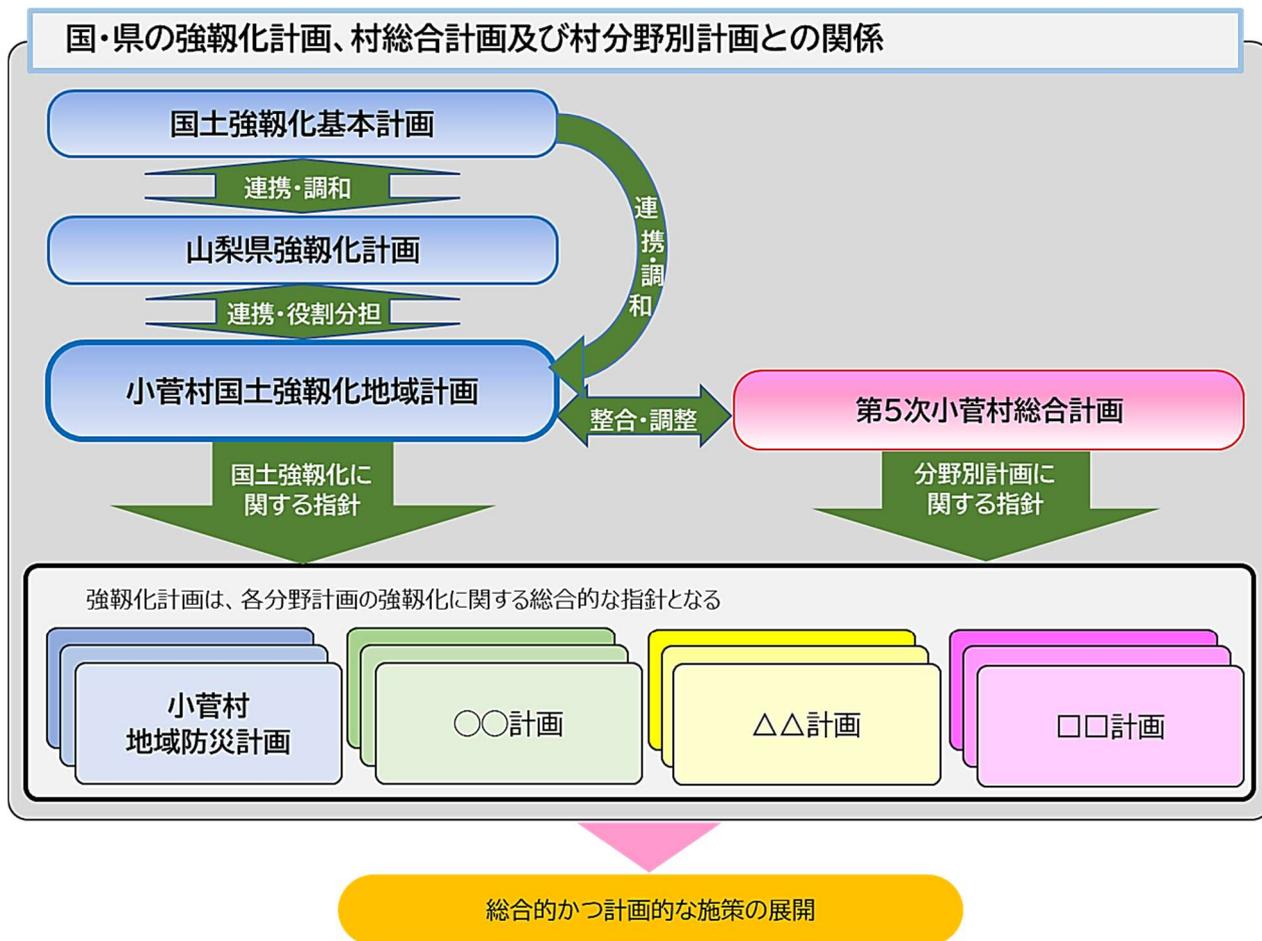
本村の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された小菅村地域防災計画があり、地震、風水害、一般災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で規定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—



一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではない。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針である。



また、上位計画である国計画と県計画とも密接な関係がある。基本法では、「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない(第6条)」、また「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない(第14条)」と規定されている。

本村の強靱化を進めるに当たっては、国及び県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、連携を図りながら推進方針に示す取組を着実に実施することで、国土の強靱化に貢献することとする。

3 計画期間

本計画の推進期間は、国計画、県計画及び小菅村総合計画との整合・調和を図る趣旨からおおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取組の進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 基本目標

基本法第 14 条においては、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国計画及び県計画の基本目標をおおむね踏襲し、以下の4点を基本目標として、強靱化を推進する。

- 基本目標1 村民の生命の保護が最大限図られること
- 基本目標2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標4 迅速な復旧復興

2 基本的な方針

平常時から、人口減少・少子高齢化や社会資本の老朽化等の社会的リスクへの対応を包含した、大規模自然災害に対する備えを充実させる。これにより、いかなる自然災害が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、村民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心なむらを目指すものとする。

また、行政機能の確保、地域コミュニティの維持・活性化を図ることで、本村全体の強靱化を目指すものとする。

本村においては、地震、台風・梅雨前線等による豪雨、竜巻・突風、富士山噴火、暴風雪など想定以上の災害リスクが考えられる。また、土砂災害は地震や水害と共に生じる（複合的に発生する）可能性がある。これらに共通する被害としては、建物等の倒壊、道路の閉塞・寸断の発生がある。

一方で、人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性がある。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から本村全体を強靱化する必要がある。

第2章 本村の地域特性

1 地理的・地形的特性

(1)地域特性

本村は、山梨県の東北部に位置し、東西に 14km、南北に7km、総面積は 5,278ha で、総面積の 95%を森林が占めている。北部は北都留郡丹波山村、西部は甲州市、南部は大月市及び上野原市と接し、東部は東京都西多摩郡奥多摩町と接している。



本村は周囲を 1,000m 以上の険しい山々に囲まれ、集落は、本村の中央を横断する小菅川及び鶴峠の分水嶺から流れ込む白沢川と上野原市に注ぐ鶴川の谷間の狭い地点に点在している。標高は奥多摩湖面の 530m から大菩薩連山の 2,000m までと高低差に富んでいる。

本村における基盤岩は小仏層群といわれ、粘板岩及び黒色又は暗灰色千枚岩が多量に分布する。また、本村にはいくつかの断層が存在しており、そのうち比較的大きな断層として鶴川断層がある。その他の断層はこれに並列するものであり、一般的に断層破碎帯が存在し、幅 20～35m 前後の破碎帯中に幅 2～50cm 前後の断層粘土を伴っていることが多い。

(2)気象的特性

気候は多雨多湿型で、最近 10 年間の月ごとの気温は最高が 28.4℃、年平均降水量は 138.9mm で、7～10 月の降水量は 200mm を超える雨量となっている。また、12～3月は 10cm 以上の降雪が、暖冬の影響により減少しているものの、年 1～2日程度ある。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
降水量(mm)	95.6	110.8	172.1	226.3	235.3	294.9	242.3	55.5	40.4	45.3	53.6	94.8	138.9	
気温 (℃)	最高	16.3	21.8	23.2	27.2	28.4	23.9	18.5	14.0	8.5	6.3	7.7	11.7	17.3
	最低	4.7	9.7	14.4	18.5	19.1	15.6	9.8	3.3	-2.2	-4.8	-3.4	0.6	7.1

平成 22 年度から令和元年度までの月平均数値を基に算出

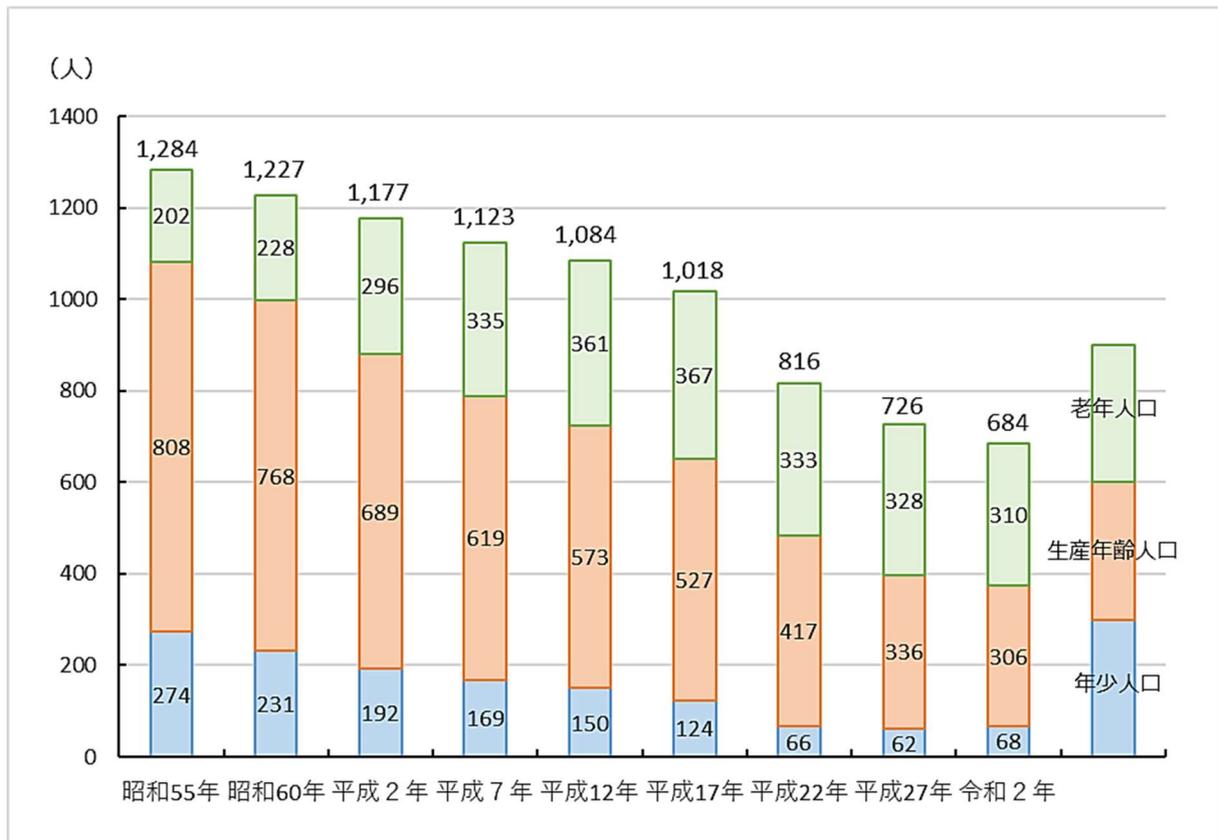
2 社会経済的特性

<人口>

本村の人口は、昭和30年の2,244人をピークとし、それ以降は減少傾向で推移している。

産業の面から人口を見ると、農林業以外で雇用力のある発展性の高い産業を持たなかった本村は、農林業の不振や厳しい労働条件などにより若年層の村外流出が顕著となり、急速に過疎化が進行した。

近年は第4次小菅村総合計画の諸事業の展開等により、移住者の受入れを行っているものの、人口減少に歯止めがきかず、令和2年国勢調査の結果によると、総人口は684人となっている。年齢構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合は漸減する一方、老年人口(65歳以上)の割合が増加してきており、少子・高齢化が進行している。



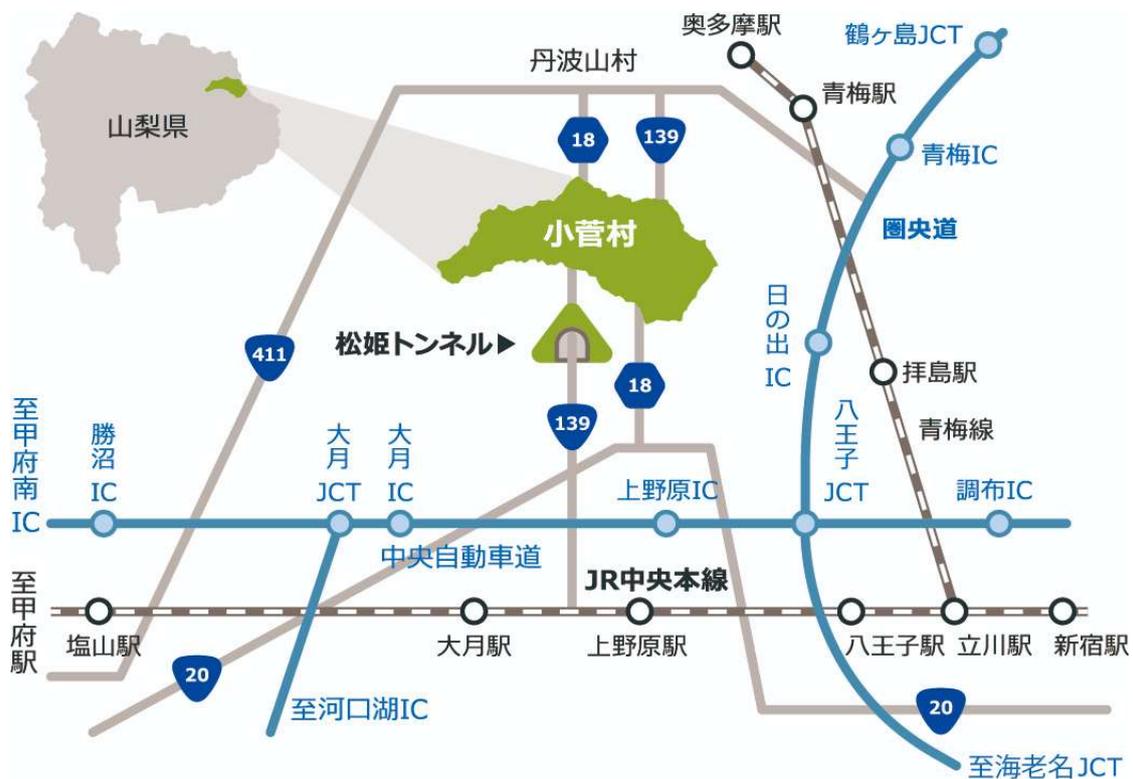
資料:総務省「国勢調査」

<交通>

本村の主な道路は以下のとおりである。

国道	139号線
県道	上野原－丹波山線・大菩薩峠線
村道	余沢－降矢戸線・余沢－金風呂線・白沢－作ノ宮線
林道	棚沢－今川線・玉川線・笹畑線・橋立線・大丹波峠線・コアラシ線
農道	東部1号線・白沢－浅久保線等

村内の公共交通機関として、JR中央本線大月駅及びJR青梅線奥多摩駅から路線バスが運行されている。



資料：多摩源流小菅村ホームページ

<観光>

平成26年11月に、本村と大月市を結ぶ松姫トンネルが開通し、また、平成27年3月には「道の駅こすげ」が開業し、観光客の受入れ態勢を整えた。その結果、観光客数は平成28年以降、劇的に増加した。

年間観光入込客数

(単位：人)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
54,466	72,622	131,685	135,859	129,161	109,963

資料：山梨県観光入込客統計調査報告書

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 想定されるリスクの考え方

村民生活・社会経済に影響を及ぼすリスクのうち、本計画では、大規模な自然災害を対象として、脆弱性の分析を行い、今後の方針を定める。本村で想定する自然災害は、以下のとおりである。

想定する自然災害

ア 地震

(ア)南海トラフ巨大地震(うち、東海地震)

(イ)首都直下地震

(ウ)活断層による地震(釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、
曽根丘陵断層地震、糸魚川－静岡構造線地震、身延断層地震)

イ 富士山火山噴火

ウ 暴風雨・豪雪

エ 大規模自然災害の同時発生等による複合災害

本村は、これら自然災害の直接的被害のほか、風水害等による河川・水路での洪水災害、地震による堤防の損壊に伴う水害の発生を未然に防ぐため、計画的な予防対策を講じる。

また、地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生も同様である。

2 地震災害

(1) 今後想定される地震

本村では、有史以来、地震による死者の発生等の被害は確認されていない。山梨県東部でも、関東や東海地方と比較して、過去の被害は比較的小さいといえる。しかし、「南海トラフ巨大地震」については、政府や県により発生の可能性について説明されており、本村では、震度5強の揺れが想定されている。また、「首都直下地震」について、本村は「首都直下地震緊急対策区域指定市区町村」に指定されており、地震発生の際の震源の位置によっては、震度5弱から4の揺れが想定されている。

他に、県内には、「糸魚川－静岡構造線断層帯」をはじめとした多くの断層帯がある。前述の2つの地震と比較すると、「糸魚川－静岡構造線断層帯」における地震の発生確率は高くはないものの、それら断層帯を震源とする地震が発生した際には、震源からの距離が近いため甚大な被害が予想される。その中で藤の木愛川断層地震による地震動が、本村ではもっとも震度及び被害が大きいと想定され、この場合、全半壊建物数は127棟(被災率25%)、崖崩れによる被災は13棟、簡易水道の断水は約57%で発生、建物倒壊及び崖崩れによる死者は1人、建物倒壊及び崖崩れによる重軽傷者27人、地震による建物倒壊により住居制約を受ける世帯数は59世帯(164人)発生すると想定されている(小菅村地域防災計画より引用)。

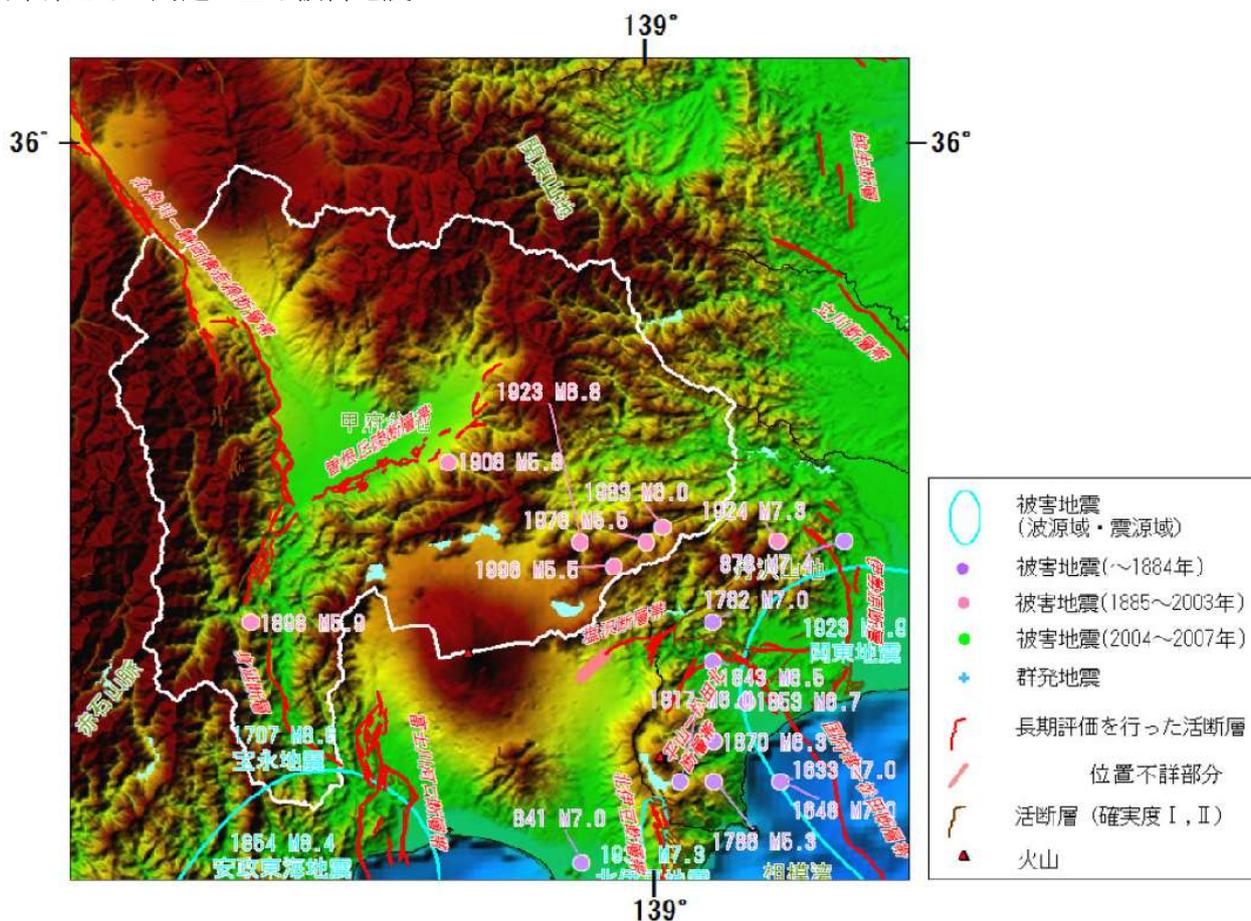
なお、本村における地震災害は、急峻な地形ゆえに、土石流や地すべりの発生、急傾斜地の崩壊といった土砂災害を引き起こす可能性があり、注意が必要である。

山梨県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生確率値の留意点】
海溝型地震			
相模トラフ	相模トラフ沿いの M8 クラスの地震	8クラス (7.9~8.6)	ほぼ0%~6%
	プレートの沈み込みに伴う M7 程度の地震	7程度 (6.7~7.3)	70%程度
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8~9クラス	70~80%
内陸の活断層で発生する地震			
深谷活断層帯・綾瀬川断層 (関東平野北西縁断層帯・ 元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9 程度	ほぼ0%~0.1%
	綾瀬川断層(鴻巣—伊奈区間)	7.0 程度	ほぼ0%
	綾瀬川断層(伊奈—川口区間)	7.0 程度	不明
立川断層帯		7.4 程度	ほぼ0.5~2%
伊勢原断層		7.0程度	ほぼ0%~0.003%
塩沢断層帯・ 平山—松田北断層帯・国府 津—松田断層帯(神縄・国 府津—松田断層帯)	塩沢断層帯	6.8程度以上	4%以下
	平山—松田北断層帯	6.8程度	0.09%~0.6%
	国府津—松田断層帯	相模トラフで発生する海溝型地震と同時に活動すると推定	
北伊豆断層帯		7.3程度	ほぼ0%
糸魚川—静岡構造線断層 帯	北部(小谷—明科)区間	7.7程度	0.009%~16%
	中北部(明科—諏訪湖南方)区 間	7.6程度	14%~30%
	中南部(諏訪湖北方—下葛木) 区間	7.4程度	0.9%~8%
	南部(白州—富士見山)区間	7.6程度	ほぼ0%~0.1%
富士川河口断層帯	ケース a	8.0程度	10%~18%
	ケース b	8.0程度	2%~11% もしくはそれ以下
木曾山脈西縁断層帯	主部(北部)	7.5程度	ほぼ0%
	主部(南部)	6.3程度	0%~4%
	清内路峠断層帯	7.4程度	不明
境峠・神谷断層帯	主部	7.6程度	0.02%~13%
	霧訪山—奈良井断層帯	7.2程度	不明
伊奈谷断層帯	主部	8.0程度	ほぼ0%
	南東部	7.3程度	不明
曾根丘陵断層帯		7.3程度	1%
身延断層		7.0程度	不明

資料:地震調査研究推進本部「山梨県の地震活動の特徴」

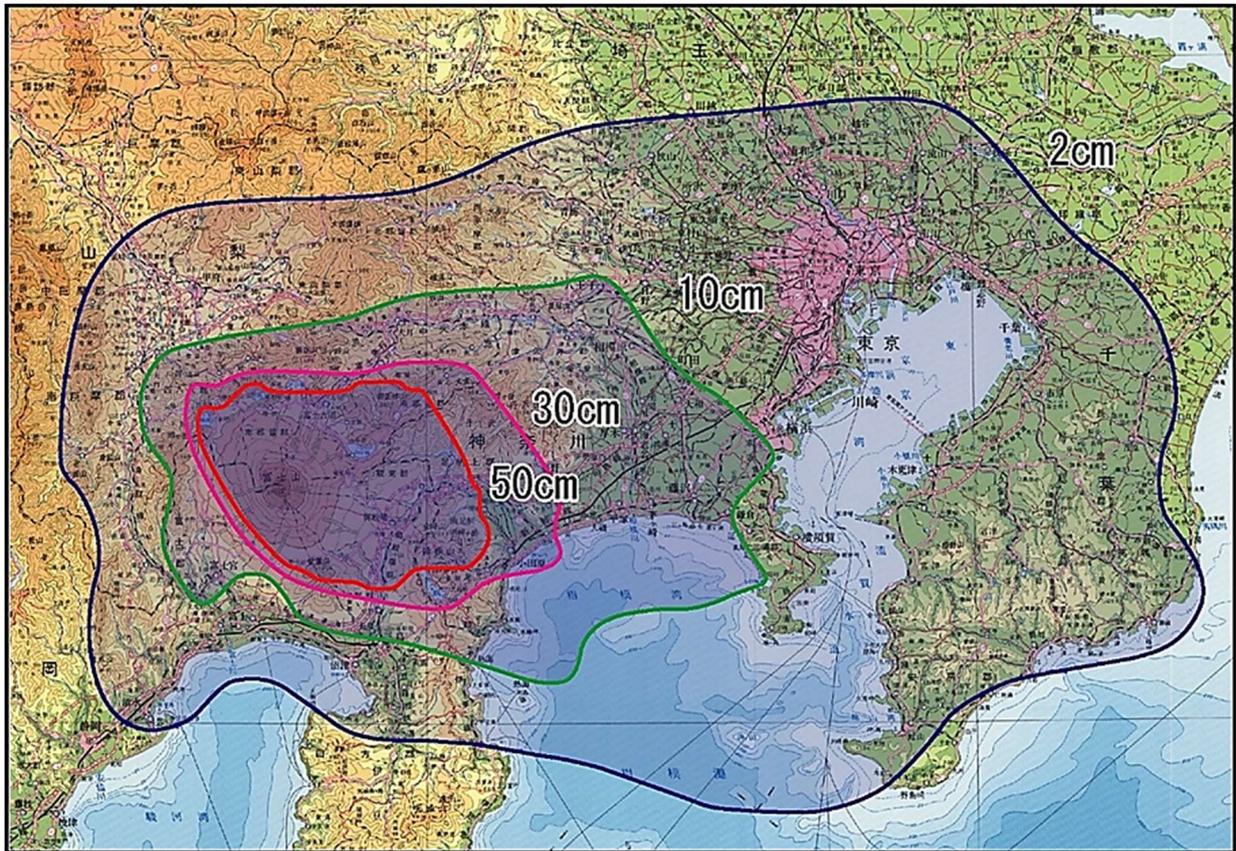
山梨県とその周辺の主な被害地震



資料:地震調査研究推進本部「山梨県の地震活動の特徴」

3 富士山噴火

富士山ハザードマップによると、本村は、火砕流や溶岩流、大きな噴石のハザードマップには含まれていないが、10cm程度の降灰の可能性はある。降灰によって、水質の悪化や農作物への被害が想定される。

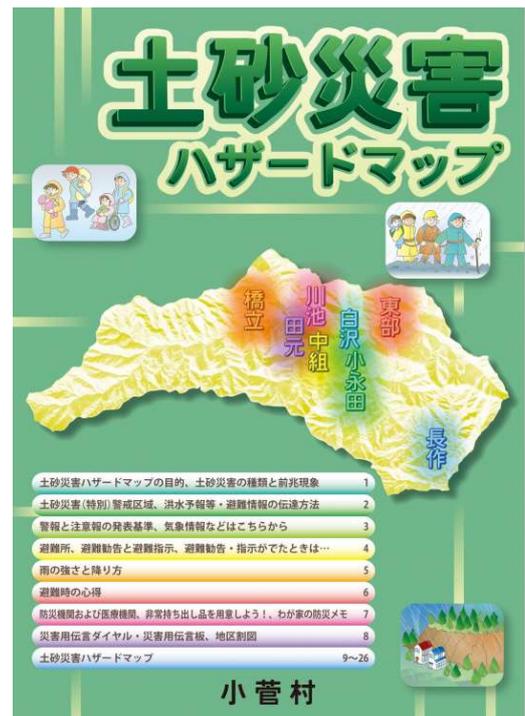


資料：富士山ハザードマップ(令和3年3月改定)

4 風水害等、その他の災害

豪雪を含む風水害については、本村全体が急峻な地形のため、直接被災の可能性があり、かつ、土砂災害等の複合災害に発展する可能性がある。

このため、本村では「小菅村土砂災害ハザードマップ」を作成し、各戸に配布している。



本村の災害記録

区分	災害発生日	被災地域	被害状況
風水害(台風 15 号)	昭和 34 年9月 26 日	小菅村全域	土砂崩れ、死者2名、全壊家屋6戸
風水害(台風 10 号)	昭和 57 年8月2日	小菅村全域	土砂崩れ、死者 1 名、全壊家屋 1 戸
—	平成 14 年 1 月 29 日	小菅村全域今川峠	林道の堰堤工事現場で土砂崩れ、死者2名
風水害	平成 14 年 10 月 1 日	小菅村棚沢	土砂崩れ、道路損壊
風水害	平成 19 年9月7日	小菅村全域	多摩川及び大長作沢で土石流
風水害	平成 23 年7月 1 日	小菅村金風呂	道路沿いの沢から土砂流出、国道 139 号片側交互通行
風水害	平成 23 年9月2~4日	小菅村鶴峠	土砂崩れ
風水害	平成 23 年9月3日	小菅村全域	地すべりなどの土砂災害が3箇所発生、長作では土砂流出により県道を 70m塞ぎ、全面通行止めとなった。いずれも人的被害は無し。
雪害(平成 26 年豪雪)	平成 26 年 2 月 14 日	小菅村全域	村内各地で雪崩発生、道路寸断による孤立発生、全壊家屋 1 戸、半壊家屋6戸、一部損壊家屋 27 戸
風水害(台風 19 号)	令和元年 10 月	小菅村全域	土砂崩れ、白沢橋損壊 道路損壊(林道大丹波峠線、村道余沢・金風呂線、林道玉川線)

資料：小菅村地域防災計画



平成 26 年豪雪被害



台風 19 号被害

5 災害リスクを高める社会経済的要因

わが国は、人口減少と共に少子・高齢化が進んでおり、総務省人口統計によると、わが国の令和元年の高齢化率は 28.4%となった。本村の高齢化率は令和 2 年で 45.3%と、国平均より非常に高い割合となっており、高齢化が進行していると言える。高齢化や人口減少の進行は、生活環境の中で大きな変化を生み、これまでの常識を覆す事態を招く可能性がある。人口減少等により、新規のインフラ構築が抑制され、環境への負荷が軽減される可能性があるが、一方で森林の荒廃や耕作放棄地の拡大等に伴う多面的機能が喪失すると、地すべりやその他自然災害発生の危険性が高まることが予想される。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国計画では、大規模自然災害に対する脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を引き起こさないような対策を講じているか評価するものである。本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



2 評価結果

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策等、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から十分ではない。また、東日本大震災等、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備等のハード対策を着実に推進すると共に、ハザードマップの作成・更新や自主防災組織の充実強化等のソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。

(2) 自助・共助の更なる充実が必要

人口減少・少子高齢化の変化が見込まれる中で、住民の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化等住民の自助・共助を促進すると共に、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP(事業継続計画)の作成と推進等事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備等、関係者間の更なる連携を深める必要がある。

(3) 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、本村だけでなく、国や県、民間事業者、住民等多岐にわたる。本村の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が相互に連携を図りながら、自らの果たすべき役割に応じた取組を進める必要がある。

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

県計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、「事前に備えるべき目標」を想定した上で脆弱性評価を実施している。具体的には、8の「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、分析・評価を実施している。本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本村の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除・統合を行い、以下のとおり、8の「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や大人数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 住宅地や大人数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5 豪雪等に伴う孤立による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われると共に、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
	2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への対応
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 交通網やライフラインの寸断・途絶や、職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4 生活に必要な不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 企業の生産力低下等による経営の悪化や倒産
	5-2 交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
	5-3 食糧等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめると共に、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
	6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
	6-3 地域交通の分断
	6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-2 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

4 施策分野

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性評価を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」を達成するための12の施策分野(8の個別施策分野、4の横断的分野)を設定する。

強靱化施策分野		概要
個別施策分野	① 行政機能/消防/防災教育等	災害時の本部機能、防災意識醸成、防災教育、知識の普及、電力、水道
	② 住宅・集落	住宅の耐震化、避難・被災生活対応、水質の保持
	③ 保健医療・福祉	保健・医療・福祉の確保・衛生管理
	④ 産業	産業経済活動の維持
	⑤ 情報通信	命を守る正確な情報の確保
	⑥ 交通・物流	緊急輸送対策、各種施設の維持
	⑦ 農林水産	農業・集落、山地、農地
	⑧ 村域保全	河川、土砂災害対策、土地利用、環境保全、廃棄物対策
横断的分野	⑨ リスクコミュニケーション	地域防災力向上
	⑩ 人材育成	避難支援の枠組み
	⑪ 官民連携	災害時に備える連携・協定
	⑫ 老朽化対策	公共建築物・土木構造物等の耐災害化

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」と「施策分野」の相互の関係性については、次ページのマトリクスで示した。

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」と「施策分野」のマトリクス

起きてはならない最悪の事態	施策項目	個別施策分野								横断的分野			
		① 行政機能／消防／防災教育等	② 住宅・集落	③ 保健医療・福祉	④ 産業	⑤ 情報通信	⑥ 交通・物流	⑦ 農林水産	⑧ 村域保全	⑨ リスクコミュニケーション	⑩ 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や大人数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	地震防災訓練の実施	●							●				
	防災体制の普及・啓発、整備	●							●				
	建築物等の耐震対策の推進		●						●		●		
	災害時応急対策の推進	●	●						●		●		
1-2 住宅地や大人数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	地震災害への対策	●											
	災害に強いむらづくりの推進		●										
	災害時要配慮者等の支援体制を充実			●									
1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備					●							
	農地の保全等による災害対策の推進						●						
	水防対策の推進							●					
1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の推進						●					●	
	農地の保全等による災害対策の推進						●					●	
	農業・農村の多面的機能の維持・増進							●					
1-5 豪雪等に伴う孤立による多数の死傷者の発生	防災体制の充実・強化	●											
	災害時応急対策の推進					●					●		
	道路除排雪計画の策定等					●					●		
2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	物資の確保による地域防災力の強化	●		●					●				
	医療品等の確保			●									
	社会福祉施設の防災資機材等の整備			●									
	災害時に備えた道路ネットワークの整備					●			●				
	緊急物資や燃料の確保					●			●				
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	道の駅への防災機能整備の推進					●			●				
	災害時に備えた道路ネットワークの整備					●							
2-3 救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	救助・救急体制の強化	●							●				
	自立・分散型エネルギーシステムの導入等		●										
	地域防災力の強化			●					●		●		
	災害時保健医療体制の整備			●					●		●		
2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への対応	帰宅困難者・滞留旅客への対応				●				●				
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時防疫体制の構築						●						
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	地域防災力の強化	●									●		
	災害時防疫体制の構築			●					●				
	災害時保健医療体制の整備			●					●				
	適切な避難所運営	●		●					●				
	福祉避難所等の運営体制の充実等			●					●				
災害時要配慮者等の支援体制の充実			●					●					
3-1 交通網やライフラインの寸断・途絶や、職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	防災体制の充実・強化	●							●		●		
	庁舎の災害対応力の強化					●							
4-1 災害情報が必要な者に伝達できない事態	緊急時通信機器の整備等					●			●				
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災・災害情報提供体制の整備					●							
	通信機能の強化					●							
	地域防災力の強化					●							
	防災・災害情報提供体制の整備					●							

起きてはならない最悪の事態	施策項目	個別施策分野							横断的分野				
		① 行政機能／消防／防災教育等	② 住宅・集落	③ 保健医療・福祉	④ 産業	⑤ 情報通信	⑥ 交通・物流	⑦ 農林水産	⑧ 地域保全	⑨ リスクコミュニケーション	⑩ 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
5-1 企業の生産力低下等による経営の悪化や倒産	中小企業に対する災害時支援制度の充実等				●				●				
5-2 交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響	災害時に備えた道路ネットワークの整備					●							
5-3 食糧等の安定供給の停滞	農地の保全等による災害対策の推進						●	●					
6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	地域の自立型エネルギー導入対策の推進等		●		●								
6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止	緊急物資や燃料の確保 富士山噴火に伴う降灰による水質悪化への対策		●				●		●			●	
6-3 地域交通の分断	災害時に備えた道路ネットワークの整備 土砂災害対策の推進					●							
6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全	治山事業による土砂災害対策の推進							●					
7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進		●										
7-2 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の推進							●					
7-3 有害物質の大規模拡散・流出	農産物の放射性物質検査等						●						
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	富士山噴火による降灰への対策 農地の保全等による災害対策の推進						●						
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備							●			●		
8-2 復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化 復旧復興の準備 福祉避難所等の運営体制の充実等	●							●		●		
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	有形文化財(建造物)の耐震対策の推進	●										●	

5 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するための現状分析・評価

3「事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」で設定した 28 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策群ごとの現状の脆弱性を、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性の評価」で、総合的に分析・評価した。

第5章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針

推進方針の決定に当たっては、第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに施策とその目標指標を検討・整理した。「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」間には重複や相互依存関係があるため、施策の推進に当たっては、「適切な役割分担」や「関係部局等間の連携・調整」を図る等、施策の実効性・効率性が確保されるよう、災害発生前の平常時に、十分に配慮する。

事前に備えるべき目標1:直接死を最大限防ぐ

1-1)住宅・建物・交通施設等の倒壊や大人数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

地震防災訓練の実施

脆弱性 1

地震を想定した住民参加型の防災訓練を行っている。しかし、自主防災組織の訓練については、実践的な訓練や自発的な訓練が実施できておらず、形骸化(けいがいか)しており、内容の充実を図る必要がある。

➡推進方針1:住民参加型の地震防災訓練実施

村民の防災意識の向上を図るため、引き続き、住民参加型の地震を想定した防災訓練を実施する。自主防災組織の訓練については、様々な災害を想定し、充実した内容にする。

防災体制の普及・啓発、整備

脆弱性 2

防災に関する最新情報や避難情報の変更に関しては、最新情報があったときもしくは毎年9月に、「広報こすげ」や回覧物等に掲載し周知を行っている。しかし、平常時からの周知を行っていないため、村民が自助の意識を持つよう、情報発信の頻度を見直す必要がある。

➡推進方針2:日頃の災害への備えや最新の情報等について、広く村民に周知

防災訓練時における非常持ち出し品や避難情報の変更、災害への備え等、最新の情報発信を、村ホームページや「広報こすげ」等で行い、「村の情報の一元管理と発信」を実現する。

また、平常時から村民が自助・共助の意識を持てるよう、情報の発信頻度を見直す。

脆弱性 3

役場職員含め、自主防災組織をはじめとする村民についても、防災知識のさらなる習得が必要である。防災知識の習得が不十分であるため、訓練の際など限られた時間の中では、資料の有効活用や説明の際の順序など、準備の面で課題がある。また、研修への参加率の向上を図る対策が必要である。

➡推進方針 3:自主防災活動リーダーの養成を推進

役場職員の防災主担当のスキルアップを図るため、研修を通じて職員を育成する。また、地域リーダーの育成についても、役場が主体となって実施し、村民の研修会への参加を促す。

脆弱性 4

学校においては、地震以外の自然災害を想定した避難訓練が実施できていない。また、教職員には、村外からの異動者が多く、知識の共有や自助の意識付けが必要である。保育所及び小・中学校が土砂災害警戒区域に立地していることを改めて教職員へ周知し、地震をはじめとする様々な自然災害を想定した避難訓練の実施が必要である。

➡推進方針4:日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育を推進

学校での避難訓練・避難場所確認は、地震以外の災害も対象として行っていく。学校での避難訓練については、教職員も含めた学校全体での防災意識向上を図るため、災害の種類に応じた避難訓練を実施する

と共に、ハザードマップを利用した学習機会などを実施する。

中学校の学園祭(明媚祭)において、過去の災害を通じた学習により、生徒の防災意識向上に努めている。さらに、生徒を通じて各家庭への防災意識向上の効果が期待できるため、今後も継続して実施し、村民全体の防災意識向上を図る。また、避難訓練等についても継続して行い、防災について生徒自ら考える機会を提供する。

▶建築物等の耐震対策の推進

脆弱性5

村営住宅の「大規模修繕」や「長寿命化」は実施できていない。内部の補修や配管の更新については、入居者の仮住居がないために更新が進んでおらず、対策が必要である。「旧耐震」の建物については、修繕の期限を設けていない。

▶推進方針5:建物の安全性の確保・向上を図るため、村営住宅の建替えや改善事業などを実施

村営住宅については主に小規模修繕を進めるが、居住者が退去したタイミングでの大規模修繕の実施を検討する。

脆弱性6

耐震改修事業については、所有者負担が発生するため実施実績がない。建物によっては補助対象外の木造住宅があり、診断・改修ができていない状況である。本村の取組としては、各住宅への個別対応が必要である。

▶推進方針6:木造住宅等の耐震化を促進

木造住宅耐震診断事業等を継続して実施すると共に、個別訪問等の実施により耐震化を促進し、建物の安全性の向上を図る。

脆弱性7

備蓄品については、地区防災倉庫で適正量保管されている。災害時、避難所となる小・中学校へは、地区防災倉庫の備蓄品が流用されるため、学校における備蓄品は必要最小限となっており、適正量などについては今後見直しを図る必要がある。多摩川源流大学・寺子屋自然塾についても避難所として使用の可能性があり、備蓄品の確認が必要である。また、県との情報共有等の連携を検討する必要がある。

▶推進方針7:小・中学校における避難所運営体制の整備の推進

小・中学校や多摩川源流大学・寺子屋自然塾における備蓄品の充実を図ると共に、県との情報共有を進める。

脆弱性8

小・中学校においては、建物の耐震化は完了しているものの、老朽化の進む設備や建具等の対策に不具合があり、施設の現状を把握する必要がある。

▶推進方針8:小・中学校の校舎、屋内運動場等学校施設の耐震対策の推進

小・中学校を村の避難所として活用する場合、小菅村地域防災計画の見直しと併せて、校舎の現状を把握しつつ有効な利活用を行い、適切な維持管理を行う。

▶災害時応急対策の推進

脆弱性 9

災害時の応急仮設住宅に関しては、県作成対応マニュアルの活用が必要である。村営住宅には空きがなく賃貸住宅として貸し出すことができず、また、民間の賃貸住宅もないため、近隣市町村との連携が必要である。

▶推進方針 9: 災害時の応急仮設住宅及び宿泊施設等の確保を推進

県作成対応マニュアルの活用を目指し、事務処理手順や県との連絡体制構築の推進を検討していく。本村では、災害によって住宅を失うような事態に陥った場合に、キャンピングカー等を利用する災害時協定により生活居住空間の確保を検討しており、利用に向けた取組を推進する。

また、近隣市町村との連携体制構築を図り、応急仮設住宅以外の住宅を確保する。

1-2) 住宅地や大人数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

▶地震災害への対策

脆弱性 10

「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」に、役場や福祉センター、保育所等の所管施設が立地している。公共施設個別施設管理計画の策定ができておらず、策定を進める必要がある。

大月市消防署小菅出張所庁舎が新築されたことにより、旧消防庁舎を消防団詰所として使用開始したが、耐震改修の目途は立っておらず、対策が必要である。

▶推進方針 10: 村有建物の耐震改修及び解体等を実施し、適切な維持管理を実施

「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」に立地している施設については、各施設で村民へのソフト面の災害対策を図る。また、公共施設個別施設管理計画の策定を進める。

脆弱性 11

防火水槽の増設と改修は実施しておらず、また、耐震性貯水槽も含め、コンクリート製のものは老朽化により水漏れしている箇所がある。災害に備え、防火水槽及び耐震性貯水槽の適切な修繕・更新などを行う必要がある。

▶推進方針 11: 村が整備した防災倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽等の有効な活用を実施

防災倉庫を災害時に有効に活用できるよう、引き続き更新等を検討していく。また、耐震性貯水槽や防火水槽の修繕・増設計画の予算確保と策定を検討する。

▶災害に強いむらづくりの推進

脆弱性 12

空き家については、所有者への適切な管理を促すことができていない。また、老朽化の進む空き家に対する計画や制度について、早急な対応が必要である。

▶推進方針 12: 危険な空き家の解消を図るため、空き家対策を推進

現在、「小菅村空き家解体撤去補助金制度」を策定中である。また、撤去費補助金交付要綱についても検討を進め、特に老朽化の進む空き家に対する対応を行っていく。

▶災害時要配慮者等の支援体制の充実

脆弱性 13

作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、役場内で十分な協議ができていないため、有効活用を目指したさらなる整備や情報共有が必要である。

▶推進方針 13: 要配慮者等の災害時支援体制を充実

避難行動要支援者名簿は随時整備しており、必要な更新を行っている。個別避難計画について、特に注意が必要な人、介助が必要な人については、令和3年度中の整備を目指す。今後は、役場内で協議を行い、関係課で名簿の共有や有効活用を目指す。

1-3) 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生

▶災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

脆弱性 14

村内に通じる国道、県道については、富士・東部建設事務所や西多摩建設事務所からの情報収集を行い、防災行政無線、CATVにより村民へ早めの情報提供をしている。松姫峠線は、土砂崩落の危険性が高く、規制雨量に達した場合は通行止めとなるため、規制雨量の解除・緩和ができる安全対策を講じる必要がある。

▶推進方針 14: 台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、事前通行規制区間の解除、もしくは規制雨量基準値の緩和へ向け防災対策を実施

農道、林道等に関しては、本村で危険箇所解消を促進する。国道・県道については、雨量規制の解除、緩和が実現できるよう、危険箇所の安全対策の実施を県へ要望する。

▶農地の保全等による災害対策の推進

脆弱性 15

わさび田等の農地については、河川を直接利用するため、被害防止や復旧が困難であり、整備の検討が必要である。

▶推進方針 15: 営農活動が継続される体制の構築

農地の浸水が懸念される地域において、大規模な災害発生時にも営農活動を継続できるよう、高齢化対策や担い手確保への対策について検討していく。

▶水防対策の推進

脆弱性 16

村管理河川では、倒木等により河川環境が荒廃しているものの、対処できていない。洪水災害の事前防止を図るため、関係機関への要望を継続し、対策を検討する必要がある。

▶推進方針 16: 洪水災害を未然に防止するため、必要な改良等の対策、河川施設の長寿命化を県に要望

県管理河川については、防災面に配慮した浚渫や護岸工事の実施などを引き続き県に要望する。また、洪

水災害の事前防止を図るため、関係機関への要望を継続する。

脆弱性 17

救命胴衣や浮き輪等、水害に対する資材の確保が不十分であり、配備の必要がある。

➡推進方針 17:水害から住民の生命を守るため、水防用資材の定期的な更新と備蓄を実施

多摩源流まつり用のブルーシートや景観シートを水防用資材として転用できるため、活用を検討する。各地区へ土のう袋、砂を設置済みだが、山間部における水害を想定し、必要機材のさらなる備蓄を進める。

1-4)大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

▶土砂災害対策の推進

脆弱性 18

県に対し、治山事業の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理の要請を毎年行っているが、事業化が遅れている。

➡推進方針 18:森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施

治山事業の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理がされるよう、県への要請を継続して実施する。

▶農地の保全等による災害対策の推進

脆弱性 19

集落単位での自立的な防災、復旧活動の体制整備が不十分であり、農道・水路・鳥獣害防止施設等、土地改良財産の適切な保全管理ができていない。

➡推進方針 19:農地や農業用施設等について、耐震化対策や長寿命化対策を推進

農道・水路・鳥獣害防止施設等は、県営のものを引き継ぎ本村で管理している。担当地区の管理者の高齢化等で管理が困難になっているため、農地や地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を目指し、行政と地域で管理できる体制を構築する。

▶農業・農村の多面的機能の維持・増進

脆弱性 20

荒廃農地の再生や非農地判断の取組については、人員不足により十分に実施できていない。また、小規模農地の点在や慢性的な担い手不足により、集約が進んでいない。各地区の村民と協力した管理体制を築く必要がある。

➡推進方針 20:荒廃農地の発生防止・解消対策を推進

荒廃農地の再生や、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化、担い手のニーズに合った農地の集積を目指し、各地区の村民へ管理・改善を促す。県営土地改良事業による農業施設等の整備、鳥獣害防止施設の定期点検は継続して実施する。

1-5)豪雪等に伴う孤立による多数の死傷者の発生

▶防災体制の充実・強化

脆弱性 21

隣接している上野原市や、住民交流友好都市である東京都狛江市と、応援協定を締結済みであるが、定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等が実施できていない。

➡推進方針 21:他自治体との連携体制構築

大規模災害時に、他自治体と結んでいる応援協定が活用できるよう、他自治体との定期的な連絡会議や、広域連携に係る訓練の実施を目指した調整を行う。連携体制の充実を図り、受援計画の策定も検討する。

▶災害時応急対策の推進

脆弱性 22

村内建設業者との連携を密にし、また、県との連携を図りつつ、土砂崩落等の復旧に迅速に対処している。

➡推進方針 22:建設関係団体との連絡体制等を整備

災害時の迅速な被災情報収集や、円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連携を図る。村内建設業者は3社のみであり、具体的な協定はないものの、災害時の連携体制を維持している。

▶道路除排雪計画の策定等

脆弱性 23

国道・県道については、建設事務所との連絡協議会を通じて、除雪の対応状況等の情報を共有している。村道については、国道・県道の除雪基準を基に除雪作業を依頼している。凍結の場合の凍結防止剤散布は役場職員が対処しているため、代案が必要である。

➡推進方針 23:国・県と連絡体制を維持し、除排雪計画の策定と見直しを実施

国道・県道については、想定を超えた降雪への効率的な除雪を行うため、引き続き建設事務所との連絡協議会により、情報の共有を図る。村道部分の凍結防止剤の散布作業については、業務委託を検討する。

事前に備えるべき目標2:救助・救急、医療活動等が迅速に行われると共に、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1)交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

▶物資の確保による地域防災力の強化

脆弱性 24

備蓄資器材の確保については村内で行っており、県には物資調達システムで報告するのみであるため、県とのさらなる連携の必要がある。

▶推進方針 24:災害対応用のブルーシート、毛布、簡易トイレ等備蓄体制の充実を推進

本村では、消費期限の近い食糧や必要量が少ない物資の補充を定期的に行っており、今後も継続して点検し、過不足なく備蓄する。今後は、備蓄必要量の継続確保のために、村内のみでの補充にとどまらず、県との連携を図る。

脆弱性 25

毎年実施する防災訓練において、自宅での食糧備蓄の啓発を行っているが、ローリングストックの推奨は令和3年度現在、実施していない。

▶推進方針 25:在宅避難時の備蓄やローリングストックを周知・啓発

災害の状況によっては、在宅避難の可能性があるため、各家庭で最低でも、3日分(合計9食分)の食糧備蓄やローリングストックが実施できるよう、「広報こすげ」や訓練での呼びかけ、村ホームページへの掲載、村内における放送や回覧、学校教育等を通じて啓発する。

▶医療品等の確保

脆弱性 26

医療品の非常物資に関しては県から受け取っており、引き続き県との連携を図る必要がある。村と民間の協働により、ドローンの活用を目標とした協定を結んでおり、運送サービスの実証実験が行われている。災害時において、村内でのドローンによる医薬品運送の実現を目指し、飛行許可申請等の調整を進める必要がある。

▶推進方針 26:想定を超えた交通の麻痺により、緊急対応が必要となった場合に備え、空路による医薬品等の物資輸送ルートの確保を検討

災害時には県からの医薬品等の提供を受けるものとし、今後も継続して、県との連携を図る。災害時の備えとして、ドローンを活用した医薬品の運送サービスを検討している。ドローン技術を活用した計画の策定と事業者との連携強化を図り、協定期間中に、運用の実現を目指す。

▶社会福祉施設の防災資機材等の整備

脆弱性 27

社会福祉協議会では、必要資機材の一覧表を作成しているが、十分な整備に至っていない。高齢者生活福祉センターである「きぼうの館」は福祉避難所にもなっているが、福祉従事者が必要とする資機材の実情

の把握ができていないことが課題である。

➡推進方針 27: 高齢者施設、児童福祉施設における防災資機材等の整備の推進

社会福祉協議会において、優先度の高い資機材の一覧表化を順次進め、総務課による資機材整備を行っている。本村では、福祉施設の敷地内に防災倉庫を設置し、資機材を整備している。資機材整備に係る現状の取組を継続して実施していく。

▶災害時に備えた道路ネットワークの整備

脆弱性 28

村道に関しては、山間地の道路であるため、崩落等の危険は常にあるものの、舗装整備等の大規模な工事は実施できていない。また、狭あい箇所についても解消できていない。

➡推進方針 28: 道路の整備・確保を推進

災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保のため、避難経路となっている国道・県道の事前点検を行い、危険箇所解消のための県への要望を継続して実施する。林道・村道は、道路ストック点検や橋りょう点検を基に順次改修を進めており、継続して実施していく。

脆弱性 29

林道については、環境上の被害を受けやすい状態にあり、災害発生時の代替輸送路として有効活用するための整備が進んでいない。また、林道の維持管理が十分ではなく、通行止めの区間があり、国道・県道以上に土砂崩落等の危険がある。

➡推進方針 29: 林道の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を推進

林道及び林道施設の長寿命化計画が策定されており、各種計画に則り長寿命化・機能強化を推進している。災害発生時の代替輸送路や地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き、林道網の整備や施設の長寿命化・機能強化を継続して進める。

▶緊急物資や燃料の確保

脆弱性 30

災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、LPガス協会とは協定を締結済みだが、食品等の小売業者等とは協定を結んでおらず、円滑な非常用物資確保のための協力体制を検討する必要がある。

➡推進方針 30: 災害発生時の生活必需物資の調達を目指し、関係機関との調整を推進

生活必需物資を速やかに調達できるように、協定締結に向けて小売業者等への調整を検討する。また、村外、県外からの救援物資の受入れ、保管・管理、払い出し、輸送については、運送業者、倉庫業者との連携が図れるよう、検討する。

▶道の駅への防災機能整備の推進

脆弱性 31

観光客等による来村者数の想定が十分ではなく、来村者を含めた量の備蓄品等が十分に確保できているか不明である。

➡推進方針 31:「道の駅こすげ」において、災害時の十分な備蓄品確保を推進

長期間の避難や多数の避難者を想定し、必要物資の確保に努める。

地域防災機能を強化するため、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を実施し、防災拠点施設として随時必要な備蓄品を追加すると共に、定期的に備蓄品の更新等を行う。

2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

▶災害時に備えた道路ネットワークの整備

脆弱性 32

主要農道は、常時車両が通行できる状態を保っているが、維持管理が十分ではなく、今後の継続的な対策が必要である。

➡推進方針 32:基幹農道の災害時における緊急輸送路としての整備を推進

主要農道は、災害時の緊急輸送路として、車両が通行できる状態を継続して保つ。

2-3)救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

▶救助・救急体制の強化

脆弱性 33

消防団との意見交換を定期的に行い、必要な装備資機材を整備している。今後は、更新の必要性も考慮した装備資機材の確認を実施していく必要がある。

➡推進方針 33:災害時の救出及び救助活動に必要な装備資機材の整備を推進

激甚化していく災害に対応して、消防団員に必要な装備資機材を検討し整備を進め、災害時の救助活動が円滑に実行できるように備える。

脆弱性 34

消防団については、年齢構成や経験年数に偏りがあり、団全体としての技術強化が図られていない。現在の1分団6部制では、各部が小規模になるため、分団の再構成が必要である。小菅村防災計画では、対策本部事務分掌において消防団の役割は明記されているが、具体的な対応や行動については記載できていない。

➡推進方針 34:消防団員の確保及び消防団の活性化のため、消防団活性化総合計画の見直しを実施

消防団の定数はおおむね確保できているため、各部が有効に活動できるよう、分団の再構成を検討する。令和3年度より、消防団活性化のための行動計画の策定を進めており、小菅村地域防災計画の見直し等に伴い、消防団が具体的かつ計画的に活動できる体制を整備する。

脆弱性 35

自主防災組織で使用する発電機を定期的に点検しており、村内で所持している3台については、経年劣化による不具合が見つかったものの、新しい発電機を購入する見込みがない。今後、発電機を使用する可能性があり、購入に向けた対応が必要である。

▶推進方針 35:地域の防災力を強化するため、自主防災組織の防災資機材等の整備を推進

自主防災組織で導入している小型可搬ポンプについては、経年劣化による不備が見つまっているため、新規の整備を検討する。

脆弱性 36

本村では、医師 1 名看護師 1 名の体制であり、災害時は近隣市町村やDMAT(災害派遣医療チーム)の支援が必要となる。

▶推進方針 36:県保健医療救護対策本部所属のDMAT(災害派遣医療チーム)及びDPAT(災害派遣精神医療チーム)との連携、受入体制の整備

災害時における医療人員確保を図るため、DMATやDPATとの連携体制等の調整を実施する。また、被災者に対し心のケアを提供する体制の整備に取り組む。

脆弱性 37

大規模地震等の発生時の対策として、ヘリポートを確保している。大月市消防本部小菅出張所を介している消防本部との連絡体制については、直接連絡がとれる体制の構築が必要である。

▶推進方針 37:大規模地震等の発生時、ヘリポートの確保・整備を推進

「山梨県防災ヘリコプター緊急運航要請」に基づき、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送、ドクターヘリの運用が円滑に行えるよう、引き続き消防本部と連携を図り、ヘリポートの状態を維持する。また、関係団体との体制構築の検討を進める。

▶自立・分散型エネルギーシステムの導入等

脆弱性 38

避難所の「小菅の湯」には、非常用電源として、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、自家発電機を設置している。しかし、非常用電源には、施設の通常機能が使用できるほどの発電量はなく、今後の課題である。

▶推進方針 38:防災拠点の非常用電源について、熱電を併給できる燃料電池等の導入を検討

地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、令和3年度に新たに太陽光発電設備を設置して、災害時にも入浴施設の利用を可能としていく。また、災害時にも安定したエネルギー供給を得るために、新エネルギーの導入についても検討していく。

▶地域防災力の強化

脆弱性 39

「国民健康保険小菅村診療所」については、平成 30 年3月に新築しており、新たな設置場所は土砂災害警戒区域等に含まれない。今後も施設の状況については観察を続ける。

▶推進方針 39:「国民健康保険小菅村診療所」の、建物安全性の維持・管理

平成 30 年3月に新築しており、耐震基準を満たしているため、今後も状況確認を継続し、維持管理を行う。

▶災害時保健医療体制の整備

脆弱性 40

人工透析患者については、村内に対象医院がなく、災害時の移送方法の確保が困難であることから個別支援計画の策定は未完了である。

▶推進方針 40:村内在住の人工透析患者情報の把握及び情報共有を図り、要配慮者名簿の整備、支援計画作成を推進

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、透析患者を取り巻く関係機関と協議し、個別支援計画の策定に努める。また、今後透析患者が増加した場合にも臨機応変に対応できるよう、事前協議を十分に実施する。

2-4)想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への対応

▶帰宅困難者・滞留旅客への対応

脆弱性 41

役場担当者と村営バス・路線バス会社の間で連絡体制を確立し、運行の中止・再開を調整しているが、帰宅困難者や孤立集落の住民の搬送体制は構築されていない。

▶推進方針 41:交通関係者との連絡体制の確立

災害時に、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、定期的に公共交通関係者と協議を行い、双方の担当者間での連絡体制を維持する。

2-5)被災地における疫病・感染症等の大規模発生

▶災害時防疫体制の構築

脆弱性 42

避難所への防疫対策消耗品は整備済みだが、本村における保健師活動マニュアルは未整備であり、適切な防疫体制の実施について議論がされていない。また、帰宅困難者受入体制の議論が十分ではなく、帰宅困難者をも含めた防疫体制について、全庁的な検討が必要である。また、災害時初動マニュアル・避難設置マニュアルの更新ができておらず、協議・検討を進める必要がある。

▶推進方針 42:適切な防疫体制の準備を推進

避難所への防疫対策消耗品は整備済みだが、帰宅困難者をも含めた防疫体制の構築は十分ではないため、災害時初動マニュアル・避難設置マニュアルの見直しを進める。

脆弱性 43

予防接種率向上について特別な取組は行われておらず、感染症まん延防止の観点から、対策を検討する必要がある。

特に、学校運営に関する感染症対策の徹底のため、各学校と連携を密にし、予防接種への理解と認識を高め、希望者全員が接種できる方法を検討する必要がある。

➡推進方針 43:感染症のまん延防止のため、定期予防接種率の向上や感染症対策の周知を推進

感染症のまん延防止については、社会福祉施設で独自のマニュアルを整備し、対策を行っている。現在の感染症対策を継続すると共に、予防接種率向上に向けた広報活動等を実施する。

村と各学校が連携を密にすると共に予防接種への理解と認識を高め、希望者全員が接種できる方法を検討し、取り組む。

2-6)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

▶地域防災力の強化

脆弱性 44

大規模災害時を想定した、早期対応の研修や職員の育成ができておらず、災害時の避難所運営が迅速かつ円滑に実施できない可能性があり、対応が必要である。

➡推進方針 44:大規模災害時、避難所運営をはじめとした早期対応ができる職員育成

大規模災害時、早期の対応が円滑にできるような研修などを通して、職員を育成していく。

▶災害時防疫体制の構築

脆弱性 45

新型コロナウイルス感染症の流行以降、避難所運営マニュアルは更新していないため、感染症対策を踏まえた見直しが必要である。また、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人に対する衛生管理の徹底も併せて必要である。

実際に感染対策を導入した避難所開設を行っていないため、反省点を生かすことができない。避難所での施設設備の消毒や避難者間の密を作らない等、感染拡大防止策を実施する必要がある。

➡推進方針 45:新型コロナ感染症等の感染症対策や、衛生管理等の内容を網羅した「村の避難所運営マニュアル」策定を推進

昨今の新型コロナウイルス感染症流行の状況から、避難所においても、特に感染症対策をはじめとした衛生管理への対策は非常に重要である。避難者間の十分なスペース確保などの感染症対策を講じた、避難所運営マニュアルの更新を早急に行う。

▶災害時保健医療体制の整備

脆弱性 46

災害時の栄養・食生活支援については取組を行っておらず、また、栄養士等の専門職が不足しているため、人材の確保や運用について検討を進める必要がある。

➡推進方針 46:災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、県の「災害時における保健指導マニュアル」活用の推進

栄養士等の専門職の確保のため、人材の補充や運用方法について検討を進める。

▶適切な避難所運営

脆弱性 47

自主防災組織と避難所管理者が連携した避難所訓練は行っておらず、災害時には職員が主体となって対応していることが課題である。村民も含めた本村全体としての災害対応力向上を目指し、また、円滑な避難所運営のために、両者の連携を図る必要がある。

▶推進方針 47: 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

村民の災害対応力の充実のため、避難所管理者と自主防災組織の連携を図り、机上訓練等の実施を検討する。

脆弱性 48

女性や子育て世代へ配慮した、避難所設置の際のレイアウト作成などの体制づくりが不十分である。

▶推進方針 48: 女性や子育て家庭などへ配慮した避難所運営等の推進

女性や子育て世代へ配慮した避難所運営を目指し、着替えスペースや授乳スペースを確保した避難所のレイアウトを決定する。

▶福祉避難所等の運営体制の充実等

脆弱性 49

福祉避難所としての運営マニュアルの整備や、要配慮者の個別避難計画と整合性のとれた体制整備が必要である。避難誘導については、職員の人的資源が限られているため、消防団員や地区防災会、要配慮者の家族等を含めた体制整備の検討を進める必要がある。

現在は、社会福祉協議会と連携して、災害時要配慮者の移送方法を想定した防災訓練を企画・実施しており、継続して行っていく必要がある。

▶推進方針 49: 災害時要配慮者の避難誘導、移送訓練等実施の推進

災害時要配慮者の避難誘導、移送訓練等実施の推進のために、役場内での体制整備について検討を進める。

社会福祉協議会と連携し、要配慮者を対象とした避難誘導や移送方法を導入した防災訓練を実施する。

脆弱性 50

災害発生時には、高齢者生活福祉センターである「きぼうの館」を福祉避難所として開設できる。しかし、役場職員と社会福祉協議会の業務の取り決めが明確ではなく、平常時から協議を行う必要がある。

▶推進方針 50: 被災障がい者の受入れについて、職員等の協力体制構築等を推進

高齢者生活福祉センターである「きぼうの館」において、被災障がい者受入れ後の施設運営が適切に実施できるよう、業務の取り決めなど具体的な内容について、社会福祉協議会との協議・連携を進める。また、障がい者を想定した備蓄品の確保を行い、実災害に備える。

脆弱性 51

要支援者名簿は整備済みであり、個別避難計画についても順次策定中であるが、要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練は未実施であり、実現に向けて検討が必要である。

▶推進方針 51:災害時において要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を推進

引き続き地震防災訓練などを通じ、避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、役場内での業務の分担を明確にし、施策の実施に向けて検討を進める。また、地域住民が避難所の設置・運営を実施できるように研修会等を検討する。

▶災害時要配慮者等の支援体制の充実

脆弱性 52

要支援者名簿は、保健師、介護包括支援センター、社会福祉協議会で確認の上、整備しており、個別避難計画策定にも着手している。しかし、役場内での情報共有ができておらず、作成したものが利活用できていないため、早急に改善と取組が必要である。

▶推進方針 52:避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者支援マニュアルの策定等により、要配慮者等の災害時支援体制を充実

避難行動要支援者名簿は整備済みであり、また、個別避難計画についても順次策定を進めていく。避難行動要支援者に関して、役場内での情報共有に努め、また、業務の分担を明確にする。

脆弱性 53

発達障がい者については、情報支援の対象として新たに国の方針に位置付けられたことを踏まえた支援体制が必要である。

本村では、聴覚障がい者、発達障がい者の把握に努めており、また、発達障がい疑いのうち要支援としてあるケースについても支援対象としている。しかし、専門職や職員の配置等の災害時支援体制が未整備であり、役場内での横断的な検討が必要である。

▶推進方針 53:災害時の聴覚障がい者や、発達障がい者に対する情報支援体制の検討

専門職や職員の配置等の災害時支援体制が未整備であり、実災害時の職員の対応には混乱が予想されるため、役場内での網羅的な協議と検討を進める。

事前に備えるべき目標3:必要不可欠な行政機能を確保する

3-1)交通網やライフラインの寸断・途絶や、職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

▶防災体制の充実・強化

脆弱性 54

災害時の職員初動マニュアルは作成済みであり、災害に応じて職員の招集を行っている。しかし、災害時における初動体制、業務継続体制を確保するための登庁可能職員数の確保、非常参集体制の確立ができていないことが課題である。

▶推進方針 54:災害時における業務継続を目的とし、非常参集体制の見直しを実施

初動体制確保を目的とした非常参集訓練の実施の際に、参集できなかった場合の理由を検証し、研修や訓練等に対する見直しを行う。また、確実な初動体制を確保するため、課題の整理と対策の検討を行う。

脆弱性 55

緊急車両等に供給する燃料の村内備蓄ができておらず、緊急時に備える必要がある。

▶推進方針 55:大規模災害時、緊急車両等に供給する燃料の確保を検討

村外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、村内の緊急車両等に供給する燃料の備蓄方法を検討する。

脆弱性 56

非常用発電機のタンク内の燃料については、台風シーズン前を中心に、通年で役場内全ての燃料を補充、交換している。

▶推進方針 56:災害による電力供給の停止の長期化に備え、非常用発電機用の燃料タンクの交換を実施

災害による電力供給停止の長期化に備え、今後も継続して年に1回、非常用発電機用燃料タンク内の燃料交換を実施する。

脆弱性 57

自主防災組織の意識付けが不十分であり、避難所運営等災害時の対応に関して、役場職員へ業務が集約されている。また、多くの自主防災組織のリーダーが研修会に参加しておらず、知識や技術の習得につながっていない。行政機能確保や地域防災力強化のため、研修の参加率の向上を図る対策や自助・共助の意識付けが必要である。

▶推進方針 57:自主防災活動リーダーの養成を推進

活動を始めたばかりの自主防災組織リーダーや、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会の実施を検討する。また、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災組織リーダーの積極的な参加を促す。自主防災活動リーダーの育成などにより、自助・共助の意識を持つことで、地域防災力を強化する。

脆弱性 58

自然災害危機管理に係る防災研修や、災害対策本部活動マニュアルの見直しができおらず、定期的な更新が必要である。

▶推進方針 58: 自然災害危機管理に係る各班の研修や訓練を推進

自然災害危機管理に係る防災研修や訓練を行い、災害対策本部活動マニュアルの見直しを実施する。

脆弱性 59

災害種別ごとに、小菅村地域防災計画に基づき、臨機応変に対応しているが、職員動員の伝達及び配備体制に時間を要している。また、業務の分担ができおらず、担当者の明確化が必要である。

▶推進方針 59: 村の防災組織体制の強化等を検討、推進

避難所運営や支援物資等の課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図り、災害時の対応力向上のため、災害対策本部体制等、防災体制の見直しを検討する。また、今後、ICT (Information and Communication Technology (情報通信技術)の略)等の技術の進歩に伴い、役場へのDX導入により災害時の業務効率化が見込める場合、導入を検討する。

脆弱性 60

他自治体との各応援協定に基づいた計画策定ができおらず、災害時に県や近隣自治体から応援を受けた際に、迅速かつ適切な対応ができない。そのため、受援計画、受援マニュアルなどの策定を進める必要がある。

▶推進方針 60: 各応援協定に基づいた受援計画策定を推進

大規模災害時の被災による村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画などの策定を推進すると共に、訓練等により体制強化に努める。

▶庁舎の災害対応力の強化

脆弱性 61

役場職員の保全に関する操作や管理の負担が大きく、また、行政データ・プログラム等の保全への注意喚起が十分ではない。そのため、災害時に個人情報を含む村のデータが消失する可能性があり、対応を検討する必要がある。

▶推進方針 61: 行政データ・プログラム等の保全のため、バックアップの実施

災害時に個人情報を含む村のデータの消失を防ぐため、役場職員が、適切にクラウドへのバックアップを実施できるよう、注意喚起等の適切な対応を検討する。

事前に備えるべき目標4:生活に必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1)災害情報が必要な者に伝達できない事態

▶緊急時通信機器の整備等

脆弱性 62

携帯電話型の防災無線機器を各地区1台ずつ配備しており、災害時の連絡体制を確立している。災害対策本部などが早期に対応できるよう、訓練の実施を検討する必要がある。

▶推進方針 62:緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保

担当職員に配備した防災無線機器の管理と連絡体制を今後も継続し、災害発生時を想定した定期的な訓練と体制を維持する。

4-2)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

▶防災・災害情報提供体制の整備

脆弱性 63

村内居住の外国人とは、平常時からの村民とのコミュニケーションにより、情報伝達ができるよう努めている。また、村内の情報については、村ホームページやSNSを活用して発信しているが、村外から来訪する外国人への対応が十分ではない。

▶推進方針 63:外国人に対する必要な防災・避難情報提供

特に、観光で来訪する外国人を対象として、県災害ガイドブック(7か国語)の配布や県ホームページの案内が実施できるように検討する。

▶通信機能の強化

脆弱性 64

役場、公民館などに無線LANの整備を行っているが、寺子屋自然塾には設置できておらず、設置の検討が必要である。また、無線LANの環境に関しては、アクセスが集中した場合等に、スムーズに利用できない可能性がある。

▶推進方針 64:公的な拠点における無線LAN環境の整備の推進

災害時等における村民等の通信手段を確保するため、本村の防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備の促進を図る。

脆弱性 65

役場庁舎内の防災行政無線施設は、毎年 of 定期的な点検により維持管理しているが、設置から数年経過したことで不具合が生じるようになり、業者への修理を依頼することがある。今後は、適正な維持管理に努める必要がある。

▶推進方針 65:防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を推進

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理による通信機能の強化を図る。また、機器導入からの経過年数を考慮し、更新について検討する。

▶地域防災力の強化

脆弱性 66

村内の情報については、ホームページ、CATVの文字放送、SNSを活用して発信しており、災害が発生した場合においても、随時必要な情報の発信に努めている。しかし、SNSなどの媒体は、全ての村民が利用できるわけではなく、地域住民の声がけなど、情報提供手段を検討する必要がある。

▶推進方針 66:村民が正確な情報を確実に入手できるよう、多様な手段による情報提供を実施

現在、村ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を実施しており、今後も継続する。さらに、SNSを利用できない村民や観光客にも、情報が伝わるよう、地域住民の声がけの実施を促す。

▶防災・災害情報提供体制の整備

脆弱性 67

役場庁舎内に、衛星携帯電話と災害時優先電話を導入している。県との災害通信訓練時に、機器を利用した通信がつながることを確認しており、今後も機能を維持していく必要がある。

▶推進方針 67:衛星携帯電話及び災害時優先電話の機能維持について検討

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話と災害時優先電話の維持管理に努める。

事前に備えるべき目標 5:経済活動を機能不全に陥らせない

5-1)企業の生産力低下等による経営の悪化や倒産

▶中小企業に対する災害時支援制度の充実等

脆弱性 68

事業継続力強化支援計画策定に向け、商工会と連携しているが、事業継続力強化支援計画が策定されていないため、支援を行っていく必要がある。

▶推進方針 68:中小企業や小規模事業者の事業活動への影響を軽減するための取組

商工会等と連携して、村内中小企業や小規模事業者の「事業継続力強化支援計画」の策定を促進し、災害時等においても事業活動を継続できるよう、支援を行う。

脆弱性 69

商工会との連携や、情報共有が不十分である。また、商工会職員の異動により、本村の実情を知る職員の配置が十分ではない。

▶推進方針 69:中小企業に対し、地震災害防止対策のための県の融資制度等について、周知を推進

中小企業の施設や設備の耐震化等を促すため、商工会と連携し、国・県の融資等の事業に関する情報が、速やかに事業者に伝わるよう取り組む。また商工会への積極的な情報提供を行う。

5-2)交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

▶災害時に備えた道路ネットワークの整備

脆弱性 70

県の事業により、橋りょう点検、耐震化工事は順次実施している。本村では、継続して安全確認を行い、異常がある場合には、県への要請を行うことが必要である。

▶推進方針 70:国、県へ橋りょうの耐震化要望を実施

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、緊急輸送道路(国道 139 号線、県道上野原丹波山線)について、常時安全面の確認を行い、異常がある場合には、県へ情報提供し、対応を要請していく。

5-3)食糧等の安定供給の停滞

▶農地の保全等による災害対策の推進

脆弱性 71

集落単位で組織を形成し、交付金を活用した点検・保全活動を実施しているが、地域によっては点検・活動が不十分である。

▶推進方針 71:地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進

農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・保全活動が実施できていない集落への交付金活用等を促し、体制整備を図る。

脆弱性 72

県営土地改良事業による基盤整備の実施、農地中間管理事業による新たな担い手への農地の貸し出し、作付・苗購入・出荷などに対する補助金の交付を行っているものの、農地条件や年齢制限等により、基準が満たせず、十分に利用できていない。高齢化や後継者不足等により生産活動の持続が難しく、対策を検討する必要がある。

➡推進方針 72:生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進

生産活動を持続し、農地の荒廃防止、村域保全を推進するために、希望者を確保するための全体的な解決策を検討する。

事前に備えるべき目標6:ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめると共に、早期に復旧させる

6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

▶地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

脆弱性 73

各家庭においてプロパンガスを利用しており、また、灯油のストックをしている家庭が多くあるため、燃料については一定程度自給できる可能性がある。しかし、村内唯一のガス・燃料の供給事業者との、正式な連携体制の確認は行われておらず、災害発生時に向けて、検討を進める必要がある。

▶推進方針 73:家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進

災害発生時における迅速な対応に向けて、ガス・燃料の供給事業者との協定締結を図り、連携体制についても確認を行っていく。

脆弱性 74

令和3年度事業により、本村最大の避難所である「小菅の湯」に、薪ボイラー・太陽光発電を導入する。薪となる木材の調達先は森林組合のみであり、個人からの供給体制が整備されておらず、状況によっては薪の不足が考えられる。

帰宅困難者受入れ施設である避難所「道の駅こすげ」では、薪ストーブを整備済みであるが、その他の避難所においては未整備である。

▶推進方針 74:自立運転可能な木質バイオマス発電装置を備えた、熱・電気供給施設の導入について、避難所となる村有施設等への設備導入を計画・推進

「小菅の湯」での木質ボイラー稼働実績を踏まえ、災害時のエネルギー復旧の遅れや不足に対応できるよう、避難施設へ木質バイオマスの導入を検討する。また、各避難所において薪ストーブの使用ができるよう、薪の供給体制の整備を図る。

6-2)長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止

▶緊急物資や燃料の確保

脆弱性 75

農業集落排水事業により整備した施設について、月1回の保守点検業務を行い、機器の致命的な故障が出る前に修繕しており、今後も継続して行う必要がある。

▶推進方針 75:農業集落排水事業の維持管理体制の強化を推進

農業集落排水事業により整備した施設について、継続して保守点検業務を行い、必要に応じて修繕し、維持管理を図っていく。

▶富士山噴火に伴う降灰による水質悪化への対策

脆弱性 76

上水道施設に火山灰が混入することで、水質の悪化を招き、飲用者に健康被害を及ぼす可能性があり、降灰への対策を推進する必要がある。

▶推進方針 76:降灰対策の推進

専門機関との連携により被害想定を把握し、住民への速やかな情報伝達に努めると共に、火山灰の撤去を迅速に行うため、国、県、建設業者と連携の強化を図る。さらに水質検査の実施依頼などを行い、健康被害が生じないように、適切な対策を講じる。

6-3)地域交通の分断

▶災害時に備えた道路ネットワークの整備

脆弱性 77

村道については、道路ストック点検や橋りょう点検を基に順次改修を進めているものの、老朽箇所の更新作業が進んでいないため、対策工事が必要である。国道・県道は平常時より状態を確認し、危険箇所の解消については県への要望を実施している。

▶推進方針 77:橋りょう・トンネル以外の道路施設、道路構造物の適切な維持管理・長寿命化を図る対策の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、カーブミラーや標識等の道路構造物で老朽化が進んでいる箇所については、長寿命化のための更新を行う。

国道・県道については、危険箇所の解消を目指し、県への要望を継続して実施する。村道については、引き続き道路ストック点検や橋りょう点検を行い、順次改修を進めていく。

▶土砂災害対策の推進

脆弱性 78

村道については、道路ストック点検や橋りょう点検を基に順次改修を進めているものの、対応が十分ではなく、重要箇所から順次改修を進める必要がある。

▶推進方針 78:法面对策工事等の防災対策を実施

道路法面崩壊や路肩決壊等のリスクがある危険箇所について、引き続き、道路ストック点検や橋りょう点検の結果に基づく改修を計画的に進める。今後も、危険箇所を抽出し、対策工事を実施すると共に、国道・県道の整備については県へ要望を行う。

6-4)防災インフラの長期にわたる機能不全

▶治山事業による土砂災害対策の推進

脆弱性 79

毎年6月頃、地区からの要望やパトロールにより発覚した危険箇所について、県と確認を行い、災害対策

の要望活動を実施している。要望箇所全ての安全対策が実施されていないため、今後も継続して要望を行う必要がある。

➡推進方針 79: 県へ「土石流対策」「砂防対策」等の災害対策の要望実施

地区からの要望やパトロールにより発覚した危険箇所について、引き続き県と連携した確認作業を行い、要望活動を実施していく。

事前に備えるべき目標7:制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

▶インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

脆弱性 80

水道管については、平成30年度から水道管(HPPE:耐震管)の更新工事を行っているものの十分ではなく、重点化・優先順位付けが必要である。

下水道に関しては、下水道BCPが策定されており、緊急時の下水道施設に対する体制整備を実施している。また、下水道は週1回の定期点検を実施し、致命的な故障となる前に補修を実施している。

下水道処理施設内には電波が届かないため、現場での作業時に、二次災害の発生リスクがあり、安全な工事方法の導入が必要である。

▶推進方針 80:災害時における上下水道施設の安全性や信頼性の確保の推進

上水道に関しては、水道管の更新工事を進め、管路の工事が終了したら施設の耐震化工事を行う。

下水道に関しては、維持管理に努めると共に、必要に応じて補修を実施していく。また、下水道処理施設内の安全な工事方法について考慮していく。

脆弱性 81

上水道については、管渠は老朽化のため長寿命化対策を実施できず、管路の更新工事を行っている。施設の長寿命化工事は行っておらず、現状の把握と対策工事を検討する必要がある。

下水道については、処理場を毎週1回、ポンプ場を2~3か月に1度、管渠の点検を5年に1度実施することで全体を点検している。ポンプ場施設については、緊急度の高い箇所から順に更新しており、今後も継続して実施する必要がある。

▶推進方針 81:上下水道施設の点検実施・長寿命化対策の推進

上下水道施設の長寿命化を図るため、上水道については管路の更新工事を進めると共に、施設の長寿命化対策もしくは更新工事を行う。

また、下水道については、全体的な定期点検を継続して実施し、緊急度の高い箇所は長寿命化の更新を順次行っていく。

7-2)防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

▶土砂災害対策の推進

脆弱性 82

近年土砂が流出した箇所や、過去の災害状況を踏まえ、危険箇所の災害防止対策について県へ要望しており、今後も継続していくことが必要である。

▶推進方針 82:土砂災害防止を目的として、危険性が高い箇所の重点的整備を推進

近年及び過去の災害状況を踏まえ、危険箇所の災害防止対策について引き続き県へ要望していく。

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

▶ 農産物の放射性物質検査等

脆弱性 83

村内農産物に関しては、直売所への出荷が主となっており、放射線物質の検査体制が整備されていない。災害発生時に風評被害等を防止するため、今後の対応が必要である。

▶ 推進方針 83: 効果的な農産物の検査体制の整備

災害時の有害物質の大規模拡散・流出にも対応できるよう、必要に応じて、県が実施する放射線等モニタリング情報を収集し、農家等への情報提供に努める。また、災害発生時に風評被害等を防止するため、今後の対応を検討していく。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

▶ 富士山噴火による降灰への対策

脆弱性 84

富士山噴火による降灰に伴い、二次災害(健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃)が発生する可能性がある。本村では特に、農地・森林への影響が懸念され、降灰に対する備えが必要である。

▶ 推進方針 84: 農地・森林の保護を目的とした対策を推進

専門機関と連携し、噴火に関する予報・警報、被害想定などの把握に努める。また、火山灰の撤去を迅速に行うため、国、県、建設業者と連携の強化を図る。

▶ 農地の保全等による災害対策の推進

脆弱性 85

農地保全のため、県や村において、鳥獣害防止施設の整備や、各種助成事業の実施、支援員による捕獲活動や見回りを実施している。

本村においては、新規狩猟者の確保が課題である。また、村内の森林について、山林所有者の森林管理が実施できておらず、荒廃の原因となっていることが課題である。

▶ 推進方針 85: 鳥獣被害防止対策を総合的に推進

野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成等に取り組む。

森林経営管理制度を用いて、所有者に対し、山林管理の実施を啓発し、森林管理の適正化を促進する。

事前に備えるべき目標8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

▶災害廃棄物処理体制の整備

脆弱性 86

県の主導により、協定締結関係団体との災害廃棄物情報伝達訓練や、図上演習を定期的実施している。小菅村災害廃棄物処理計画を令和3年度中に整備しており、今後は、廃棄物関係団体との協定に基づく取組推進のため、訓練等を実施する必要がある。

▶推進方針 86：廃棄物関係団体との平常時からの連携強化

廃棄物関係団体との協定に基づく取組が円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を実施していく。

8-2)復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

▶地域防災力の強化

脆弱性 87

防災力向上を図るため、防災士養成講座の活用を検討する必要がある。

▶推進方針 87：防災士養成の推進

地域の防災力向上を図るため、防災士養成講座を活用した防災士の育成を検討する。

▶復旧復興の準備

脆弱性 88

本村と、山梨県行政書士会、東京都行政書士会の三者で、被災者支援協定を締結しており、大規模災害時に必要な相談窓口の設置や、罹災証明書の発行等の業務を実施できる体制が整備されている。しかし、現状は体制整備にとどまっているため、発災時に適切な運用ができない可能性がある。そのため、体制の強化や見直し等の検討が必要である。

相談受付体制の担当課・班の構築について検討が行われておらず、被災者の相談体制構築に向けた想定と検討を進める必要がある。

▶推進方針 88：被災者の相談体制の整備

公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等に関して、復旧・復興を目指した相談受付体制の構築に向け、窓口機能の強化やマニュアルの見直し等、全庁的な議論の実施を検討する。

脆弱性 89

住家被害認定調査手法の研修を受けておらず、職員の育成が十分ではない。

➡推進方針 89: 早期復旧・復興を目的とした人材の育成

各種研修への参加による人材育成に努め、早期復旧を目指した取組を推進する。

脆弱性 90

地籍調査に着手しておらず、長期的な検討が必要である。

➡推進方針 90: 地籍図等の整備(地籍調査)の推進

災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するために、地籍調査の促進について、長期的な検討を図る。

▶福祉避難所等の運営体制の充実等

脆弱性 91

社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの訓練を一部で実施しているものの、連絡体制や相互連携に関する体制構築ができていない。ボランティアの受付に関して、村内各種団体との情報共有の場がなく、災害発生時に備え対応を検討する必要がある。

➡推進方針 91: 社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を推進

災害時の円滑なボランティアの受入れ及び派遣体制整備のため、運営体制構築に向けた議論を進める。また、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を推進する。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

▶有形文化財(建造物)の耐震対策の推進

脆弱性 92

本村における指定有形文化財の木造の観音像 1 体が、耐震化に着手できていない状況にある。今後、適切な対応について確認を行う必要がある。

➡推進方針 92: 指定有形文化財(建造物)の耐震対策推進の推進

災害時に、指定有形文化財を守るため、必要な耐震化や適切な対応について確認を行っていく。

第6章 計画の推進

1 推進体制

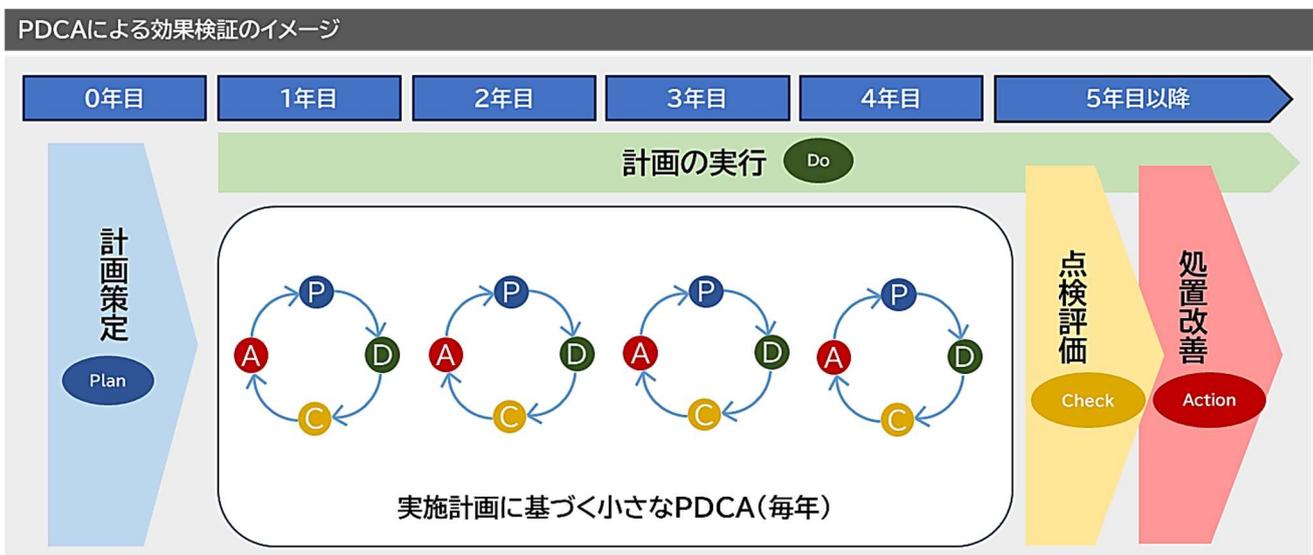
本計画は、本村の強靱化の観点から、本村における様々な分野の計画等の指針となるものであるため、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとする。

2 計画の見直し

本計画の推進期間は、国計画及び県計画並びに小菅村総合計画との整合・調和を図る趣旨からおおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取組の進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

3 施策の推進と進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN(計画策定)、②DO(実行)、③CHECK(点検・評価)、④ACTION(処置・改善)の流れを基本としたPDCAサイクルにより行う。具体的には、5年後の計画更新に向けて本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理する。取組の進捗状況は、毎年度フォローアップを行う。



国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めると共に、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図る。

小菅村国土強靱化地域計画

発行年月 令和4年3月

発行 小菅村

編集 小菅村 総務課

〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村 4698 番地

TEL:0428-87-0111